

# 2020年度業績ハイライト

## ≫ 会員・出資金

当金庫の事業基盤である団体会員数は、労働組合の組織改編や解散などにより、前期末に比較して32会員減少し2,665会員となり、団体会員を構成する間接構成員は22,306人増加し413,479人となりました。出資金の期末残高は前期末から増減はほぼなく、32億57百万円(単位未満切り捨て、以下同様)となりました。

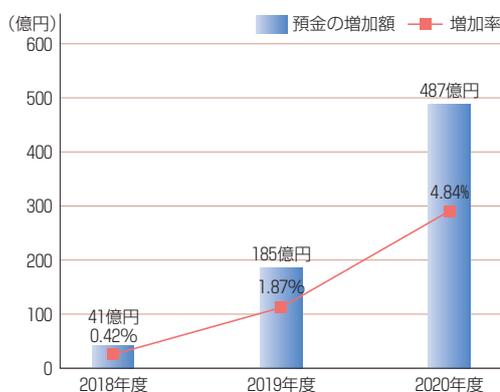
■ 団体会員・間接構成員数と出資金の推移

	2018年度末	2019年度末	2020年度末
団体会員(会員)	2,712	2,697	2,665
間接構成員(人)	393,753	391,173	413,479
出資金(百万円)	3,258	3,257	3,257

## ≫ 預金(預金積金・譲渡性預金)

預金は、期中487億円増加(増加率4.84%)して、期末残高は1兆547億円となりました。このうち個人預金は期中463億円増加(増加率4.95%)して、期末残高は9,810億円となりました。また、団体預金は期中24億円増加(増加率3.44%)して、期末残高は721億円となりました。

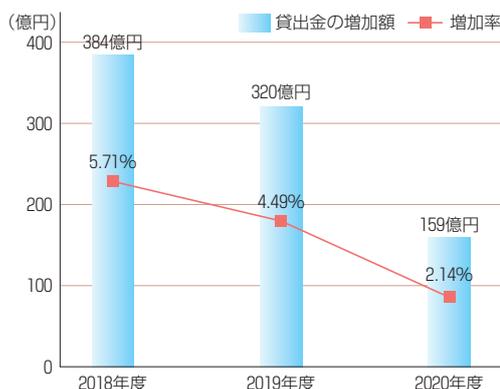
■ 預金の増加額・増加率の推移



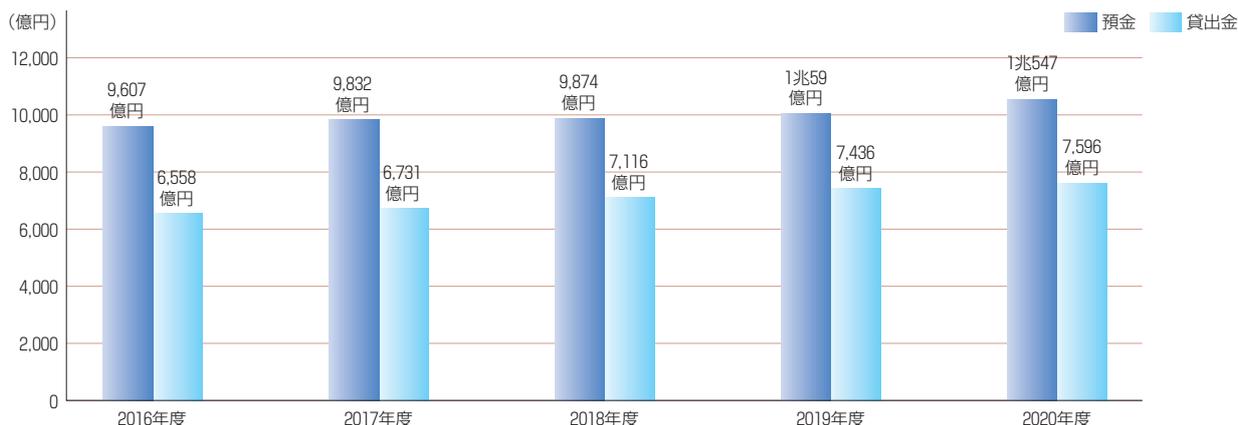
## ≫ 貸出金

貸出金は、期中159億円増加(増加率2.14%)して、期末残高は7,596億円となりました。このうち個人向け貸出金は期中173億円増加(増加率2.36%)して、期末残高は7,505億円となりました。また、団体向け貸出金は期中13億円減少(増加率△13.24%)して、期末残高は90億円となりました。

■ 貸出金の増加額・増加率の推移



■ 預金・貸出金の残高推移



## ≫ 収支

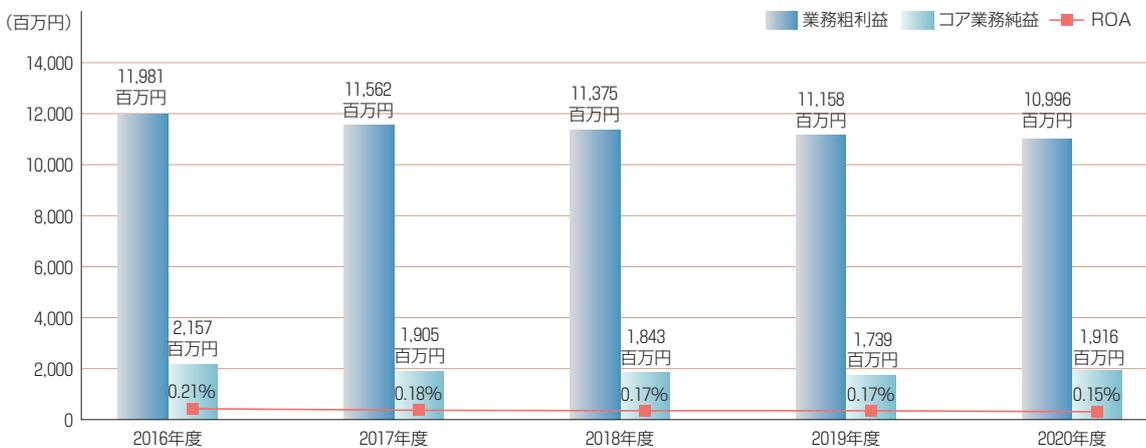
資金運用収益については、貸出金・余裕金の平残が増加したものの、利回りが低下したため、前期に比べ89百万円減少(増加率△0.68%)しました。

資金調達費用については、預金平残は増加したものの、利回りが低下したことから、前期に比べ69百万円減少(増加率△16.22%)しました。

経費については、物件費の縮減やコロナ禍での未執行などから、前期に比べ3億14百万円減少(増加率△3.34%)しました。

以上の結果などにより、税引前の当期純利益は1億46百万円減少(増加率△7.67%)の17億66百万円となり、法人税等を差し引いた税引後の当期純利益は前期に比べ2億47百万円減少(増加率△17.18%)し、11億94百万円となりました。

### ■ 業務粗利益・コア業務純益・ROAの推移



※**業務粗利益**とは、預金、貸出金、有価証券などの利息収支を示す「資金利益」、各種手数料などの収支を示す「役務取引等利益」、債券などの売買益を示す「その他業務利益」を合計したもので、**金融機関の基本的な業務の成果を示す指標**です。

※**コア業務純益**とは、業務粗利益から「貸倒引当金繰入額」および「経費」を控除した業務純益を基にした利益指標です。貸倒引当金繰入額を控除する前の業務純益から、債券関係損益を控除して算出し、**一時的な変動要因に左右されない指標**として広く利用されています。

※**ROA(総資産利益率)**とは、総資産に対する利益の割合で、**資産をどの程度効率的に利用しているかを示す指標**です。数値が大きいほど収益性が高いことを示しており、本書ではコア業務純益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA(総資産利益率)} = \frac{\text{コア業務純益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

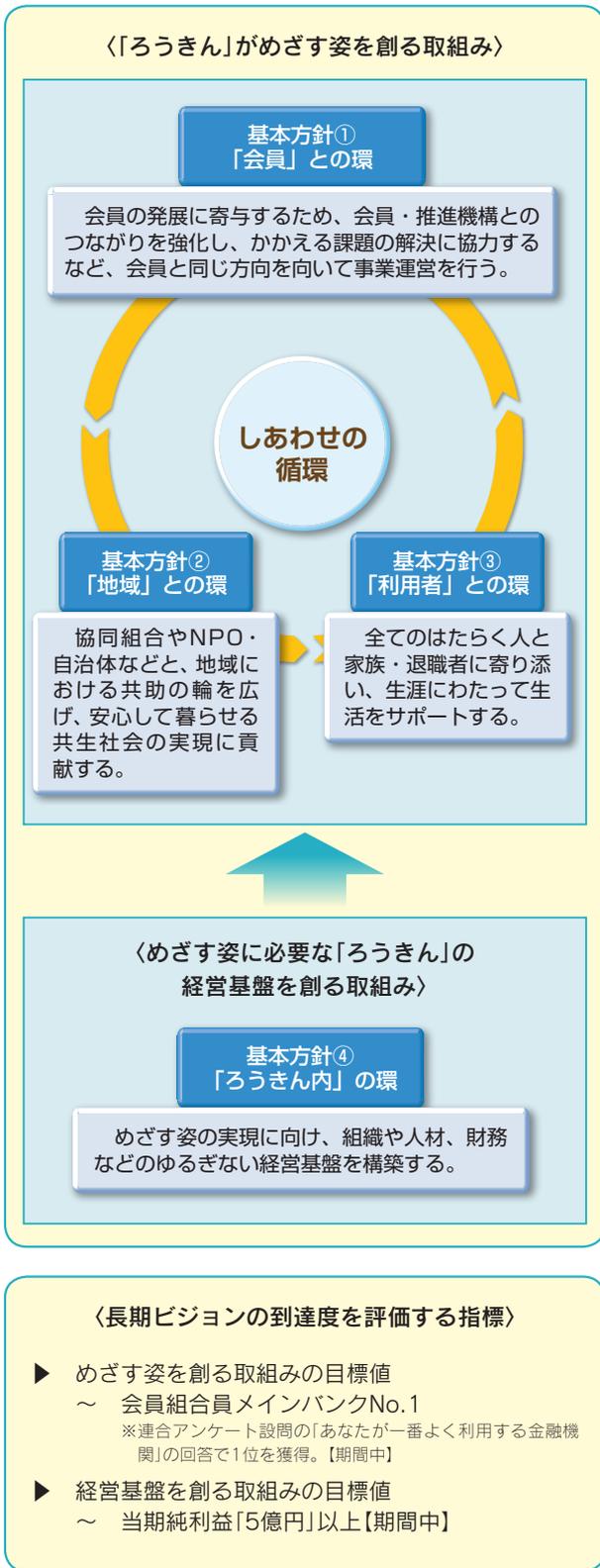
### ■ 当期純利益の推移



# 長期ビジョン(～2024年度)・短期経営計画(2021年度)の概要

## 長期ビジョン

～会員・地域・利用者とのつながりによる「しあわせの循環」の創造～



キーワード：「～つなぐ～」



## 短期経営計画(2021年度)

### 〈「短期経営計画」とキーワードの「つなぐ」について〉

次期中期経営計画(2021～2024年度)は、新型コロナウイルス感染影響やその収束時期が不透明な中で、中期的な計数目標を含む経営計画の策定は困難であると判断し策定を見送りました。

よって、2021年度は、コロナ禍における勤労者のセーフティネットとしての機能発揮を引続き最優先課題としながら、前期中計の積み残し課題への対応の他、ポストコロナの社会的価値観の変化の可能性を展望し、新しい事業運営構築の視点を取り入れた「短期経営計画(2021年度)」を策定します。

前期中計のキーワードである「～つなぐ～」は、これまでの歴史の中で会員とろうきんが一体となって築きあげてきた「ろうきん運動」をしっかりと未来へ継承していくこと、そして基本(原点)に立ち返って新たなものを作り上げていくことが重要と考えて設定したものです。前期中計と次期中計を「つなぐ」位置づけとなる「短期経営計画」においても、引続きキーワードとして設定します。

### 〈重点課題・個別課題〉

長期ビジョン		短計(2021年度)	
基本方針		重点課題	個別課題
1	「会員」との環	(1) 会員・推進機構と一体となった運動の展開	① 新しい生活様式下での会員自主福祉運動への貢献
			② 組合員の生活向上への支援
		(2) 運動展開を支える具体策の展開	③ 会員自主目標の取組み
			④ 会員の組織強化への貢献
			⑤ 新たな配当政策の確立
2	(1) 非営利・協同セクター等との連携	⑥ 協同組合組織との連携	
		⑦ NPOとの連携	
		⑧ 自治体との連携	
	(2) 福利共済組織等との連携	⑨ ろうきん友の会・クラブアソシエール等との連携	
		⑩ その他団体との連携	
	(3) 社会貢献活動の実践	⑪ 社会貢献活動の見直しと継続実施	
3	(1) ろうきんらしい商品・サービスの提供	⑫ ろうきんらしい商品・サービスの提供	
		⑬ 利用者接点の整備	
		⑭ 知ってもらう活動の強化	
		⑮ セグメントに対応した取引の強化	
	(2) 生涯取引の充実	⑯ 生協組合員との取引の強化	
		⑰ 多様な資産形成ニーズへの対応	
		⑱ 既往利用者への取引深耕	
		⑲ ガバナンス態勢の強化	

4	「ろうきん内」の環	(1) 経営管理態勢の強化	⑲ ガバナンス態勢の強化
			⑳ 法令等遵守態勢の強化
			㉑ ALM・リスク管理・危機管理態勢の強化
			㉒ アール・ワンシステムの更改と業務・事務改善
	(2) 強固な財務基盤の構築	㉓ 事業量・収益・リスクのバランスの取れた事業運営	
		㉔ 余裕金運用態勢の強化	
	(3) 人材・組織の活性化	㉕ 組織体制の整備	
		㉖ 人材の活性化	
	(4) その他	㉗ 70周年記念事業の実施	

## 2021年度事業計画

## 事業遂行方針

2021年度は、引続きコロナ禍における勤労者の生活支援等、セーフティネットとしての機能発揮に努めることを最優先としながら、以下の遂行方針に基づいた事業活動を展開します。

## 1. 「つなぐ」活動の進展と多様化する利用者ニーズへの対応

コロナ禍における対面運動の制約の補完を目的としたWEB・オンライン環境の活用など、対面・非対面の双方による運動や事業の展開により、「つなぐプロジェクト」の進展と多様化する利用者ニーズへの対応を図ります。

## 2. 信頼され、相談される「ろうきん」を目指す取組み

組織内のコミュニケーション環境の活性化や人材育成の強化を図ることで、すべての会員・利用者から信頼され、相談される「ろうきん」を目指します。

## 計数計画

2021年度における各事業の成果を評価する指標として、以下の計数計画を設定します。

	2021年度 計 画	2020年度 実 績	差
総預金残高(億円)	10,605	10,547	58
うち個人預金残高(億円)	9,946	9,810	136
総貸出金残高(億円)	7,663	7,596	66
うち個人貸出金残高(億円)	7,585	7,505	79
当期純利益(百万円)	715	1,194	△478
自己資本比率(%)	8.69	8.69	0.00
ROA(総資産税引前利益率、%)	0.08	0.15	△0.07
OHR(業務粗利益経費率、%)	89.81	82.60	7.21

(※1) 新規個人融資は、有担保ローン660億円、無担保主要3商品199億円を計画します。

(※2) 預貸金の平均残高は、預金10,731億円(240億円増加)、貸出金7,628億円(107億円増加)を計画します。これにより、預貸率は、期末残高72.25%、平均残高71.07%を計画します。

(※3) ROAについて本項では税引前当期純利益をベースとした数値を記載しています。

$$\text{ROA(総資産税引前利益率)} = \frac{\text{税引前当期純利益}}{\text{総資産(除く債務保証見返)平均残高}} \times 100$$

(※4) OHRとは業務粗利益に対する経費の割合を表し、効率性を示す指標の一つです。OHRが低いほど効率性が高いことを示しています。

$$\text{OHR(業務粗利益経費率)} = \frac{\text{経費}}{\text{業務粗利益(コア業務純益+経費)}} \times 100$$

## 社会的責任と貢献活動

### 》》〈北海道ろうきん〉SDGs達成に向けた取組み

#### ■「SDGs」とは

SDGs(持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2016年から2030年までの国際目標です。「貧困をなくそう」や「飢餓をゼロに」など17のゴールと、そのゴールごとに設定された169のターゲット(個別目標)で構成されています。世界的にその重要性が認識され、日本でもその積極的な推進が期待されています。



#### ■ろうきんとSDGs

〈ろうきん〉は創立以来、一貫して勤労者に寄り添い、その生活を金融の面からサポートしてきました。2015年度からの10年間で〈ろうきん〉がめざす姿を描いた「ろうきんビジョン」を策定し、高金利ローンの借換による勤労者の可処分所得向上や、パートなどの非正規雇用労働者への融資、行政と連携した求職者などへの資金融資制度の対応、金融教育の推進など、勤労者の生活向上や、就労・社会参加、経済的自立のための支援に取り組んできました。

SDGsのスローガンである「誰一人取り残さない」や、全ての人々が必要な金融サービスにアクセスでき利用できる状況をめざす、いわゆる「金融包摂」の考え方は、〈ろうきん〉の設立経緯や理念、ビジョンと合致するものです。

#### ■ろうきんSDGs行動指針

〈ろうきん〉では、SDGsの17ゴール実現に向けた取組みを展開するにあたり、2019年3月に「ろうきんSDGs行動指針」を策定しました。ろうきん運動を通じた勤労者の生活向上という〈ろうきん〉の使命を徹底追及することを通じて、SDGs達成に貢献していきます。

#### ろうきんSDGs行動指針 ～2019年3月～

- 〈ろうきん〉は、「ろうきんの理念」とそれを実現するための「ろうきんビジョン」に基づき、勤労者のための非営利の協同組織金融機関として、勤労者の生涯にわたる生活向上のサポートに取り組んでいます。〈ろうきん〉は、こうした活動をさらに強化・徹底し、勤労者を取り巻く様々な社会的課題の解決に取り組むことを通じて、SDGsの達成をめざします。
- 〈ろうきん〉は、勤労者の大切な資金を、勤労者自身の生活向上のための融資や、社会や環境等に配慮したESG投資などに役立てることを通じて、持続可能な社会の実現に資するお金の流れをつくりだしていきます。
- 〈ろうきん〉は、労働組合・生活協同組合などの会員や労働者福祉に関わる団体、協同組織・NPO・社会福祉法人・社団・財団などの非営利・協同セクター、自治体などとのネットワークを強化し、連携して地域における福祉・教育・環境・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいます。
- 〈ろうきん〉は、SDGs達成に向けた様々な取組みやその成果を発信し、〈ろうきん〉を利用することがSDGs推進につながっていくことを会員や勤労者など広く社会に伝えることにより、SDGs達成に向けた共感の輪を広げていきます。

## 北海道ろうきんの概要

## 社会的責任と貢献活動

## ≫ つなぐプロジェクトの展開

会員・推進機構と一体となって、長期ビジョンで掲げた「会員組合員メインバンクNo.1」の実現に向け、「ろうきん運動」を分かりやすい「件数」目標で見える化し、運動の拡大・更なる活性化を進めることを目的に「つなぐプロジェクト」を実施しています。

〈ろうきん〉の預金・各種サービス・ローンをご利用いただくと1件につき100円を、当金庫のキャッシュカード(ローンカード含む)で北海道ろうきんATMを利用した際、その利用(入金・支払いのみ)1回につき1円を〈ろうきん〉が拠出して、地域に貢献する活動を行う団体に寄付します。各団体へ寄付を行うことで、「会員」と「地域」とのつながり(資金循環)の具現化も目指しています。

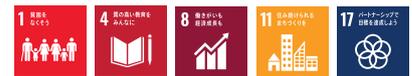
2020年度は、5,894,557円の寄付額となりました。



## ≫ 生活応援運動の展開

「生活設計」「生活改善」「生活防衛」を3つの柱とし、「お金」に関する諸問題を勤労者のための金融機関である〈ろうきん〉が会員・推進機構との連携のもと、具体的な提案・アドバイスを行う運動です。

勤労者の生涯にわたる豊かな生活の実現のために、生活応援運動の継続・発展に取り組むとともに、各種セミナー・相談会等を通じて金融リテラシーの向上に努めています。



## 1. 生活設計

収入・ライフステージに合わせた資産形成(貯蓄・投資・年金)や計画的なローンを提案・啓発・推進することにより、健全な生活設計を応援します。

## 2. 生活改善

銀行カードローン問題への対応(当金庫マイプランの保有・活用)、他金融機関の高金利ローン借換えなどによって、組合員の可処分所得向上・生活改善を図ります。

## 3. 生活防衛

多重債務やマネートラブルに陥らないための啓発活動の実施や、〈ろうきん〉の低金利商品の利用を推進することにより、生活を防衛します。



## 北海道ろうきんの概要

## 社会的責任と貢献活動

## 自治体との連携

北海道との連携により、「北海道働き方改革推進企業認定制度」で認定された企業の従業員を利用対象とした「北海道働き方改革推進企業 勤労者応援ローン(愛称:働くひと応援ローン)」を取扱っています。

「働き方改革」に取り組む企業に勤務する勤労者の“より豊かな生活”を支援するために、本融資商品とフルキャッシュバックサービス、iDeCo(個人型確定拠出年金)、マイプランをパッケージ化したの周知活動を展開しています。

※北海道働き方改革推進企業認定制度とは、「多様な人材の活躍」「就業環境の改善」「生産性の向上」を3つの柱とする北海道働き方改革推進方針に掲げた取組みを評価項目として、北海道が認定する制度です。



## NPOへのサポート

当金庫では、福祉・教育・自然災害などの社会的課題の解決に取り組んでいるNPO法人への様々なサポートを行っています。

## NPO事業サポートローン

当金庫では、NPO法人向けの融資制度を取扱いしています。NPO法人の事業に係る運転資金や設備資金をご融資し、資金面でNPO活動を支援するものです。「融資」という金融機関本来の業務を通じて、福祉金融機関としての役割発揮に努めています。

※制度の詳細は、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。  
※審査の結果、ご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

## 日本政策金融公庫との連携

子育てや介護・福祉、地域活性化にかかるソーシャルビジネス分野の支援に力を入れている日本政策金融公庫と、「業務連携・協力に関する覚書」を締結しています。NPO法人等への資金供給や情報交換等の各分野に係る連携を円滑に行い、更なる地域経済の活性化に寄与することを目指します。

また、協調融資商品「TSUNAGU」を取扱っており、北海道ろうきんと日本政策金融公庫がもつ特性を相互に補完・共有のうえ、地域の課題に取り組む皆さまからのニーズに連携・協調して応えます。



## NPO自動寄付制度

ろうきん預金口座からの自動振替により、預金者の方がNPOを支援する仕組みを提供しています。寄付は毎月100円からの口座振替(口座振替手数料無料)で、寄付先は当金庫が関係団体の助言を得ながら選定した34団体の「紹介NPO」の中からお選びいただけます。気軽に始められるボランティア活動にぜひご参加ください。

※「紹介NPOリスト」は当金庫ホームページでご確認いただけます。(https://www.rokin-hokkaido.or.jp)

## NPO振込手数料免除制度

NPO団体が受取る寄付金・会費・売上代金などの振込手数料を、北海道ろうきん本支店間に限り、年間100件まで免除する制度です。

※対象NPO団体となるためには、お申込手続き等が必要です。

## 協同組合間の連携

### 協同組合ネット北海道への参画

当金庫は、北海道生活協同組合連合会・JAグループ・道内大学などと、北海道における新たな協同組合連携組織として2020年6月17日に発足した「協同組合ネット北海道」(関連18団体)へ参画し、単一の協同組合では解決できない課題の解決に向けた取組みを展開していきます。

### 北海道生活協同組合連合会・コープさっぽろとの連携

当金庫は、北海道生活協同組合連合会・コープさっぽろ等と連携し、当金庫でお子さま口座(18歳以下の普通預金口座)作成1件につき100円を「コープさっぽろ子育て支援基金」に寄付する取組みを行っています。2020年度は、139,100円の寄付額となりました。

また、コープさっぽろが事務局を務めている「北海道SDGs推進プラットフォーム」に参画し、SDGsの推進に向けた学習会や情報共有を行っています。

引き続き、組合員の皆さまの生活に役立つ取組みを協同組合間の連携で進めていきます。



## 社会貢献事業

当金庫では、会員の皆様の理解を得ながら、創立50周年を迎えた2001年度より、NPO団体やボランティア団体、芸術・文化・社会福祉活動等を行っている団体を対象に、助成事業を実施しています。

### 社会貢献助成制度

地域の公益の担い手として活躍する北海道内に所在のNPO団体やボランティア団体を応援するため、2001年度に「社会貢献助成制度」を創設し、20年間で延べ829団体に対し、助成金を通じた支援活動(累計1億4,471万円)を実施しています。2020年度の助成金申請は73団体から応募があり、36団体に対し総額620万円の助成を行いました。

また、社会貢献助成制度が20周年を迎えたことを記念し、「つながる想い ひろがる未来」と題した記念誌を発行しました。



### 継続助成事業

「芸術・文化活動」「児童福祉」を行っている団体へ継続助成を実施しています。

- 助成団体**
- ①国際親善交流特別演奏会(日本音楽文化交流協会北海道支部)
  - ②さっぽろ旭山音楽祭(さっぽろ旭山うた祭りの会)
  - ③社会福祉法人 北海道家庭学校

### さぼーとほっと基金 (札幌市民まちづくり活動促進基金)への寄付

当金庫は2008年度から同基金に毎年寄付を行っており、2020年度は70万円を寄付しました。寄付金額は累計1,060万円となり、札幌市より寄付に対する感謝状をいただきました。

※さぼーとほっと基金(札幌市民まちづくり活動促進基金)は市民や企業などからの寄付を札幌市が募り、ボランティア団体・NPO団体などが行うまちづくり活動に助成することで、札幌のまちづくり活動を支える制度です。

## 社会的責任投資(SRI)の取組み

労働金庫連合会は、2017年9月に「ろうきん」業態を代表して、責任投資原則(PRI)に署名しました。責任投資原則(PRI)は、2005年に国連が欧米の大手機関投資家らの参加を得て策定した原則のことであり、投資行動にあたって、ESGに配慮することを宣言したものです。現在、世界で4,000近くの機関投資家が賛同署名しています。

当金庫では、PRIの原則に基づき、社会的責任投資(SRI)を通じた取組みを一段と進め、ESGを考慮のうえ選定された金融商品への投資を行っています。

※SRI(社会的責任投資: Socially Responsible Investment)とは、財務指標など経済的側面に加えて、環境保全および社会・地域への貢献など社会面での企業の社会的責任を考慮した投資です

※ESGとは、環境(E: Environment)・社会(S: Social)・ガバナンス(G: Governance)を表し、これらに配慮した責任投資をESG投資といえます。



## 社会的責任と貢献活動

### ▶▶ 新型コロナウイルス感染症に対する取組み

全国に拡大する新型コロナウイルス感染症の収束が不透明な状況にある中、当金庫では会員・利用者の皆さま、役員・その家族の安心・安全を第一に確保した上で、社会機能の維持に不可欠な金融インフラとして勤労者セーフティネット機能を発揮し、また、協同組織の福祉金融機関として何ができるのかを考え、取組みを進めてきました。

今後におきましても、政府や自治体の要請等に基づき感染拡大防止対策を図りながら、会員・利用者の皆さまへ寄り添った取組みを進めていきます。

#### ■ 社会的役割発揮に向けた取組み

##### ○ 新型コロナウイルス関連の各種ローンの取扱い

新型コロナウイルスの影響を受けられたお客様への支援として「新型コロナウイルス関連特別融資」や「勤労者生活支援特別融資制度」、「ほっかいどう勤労者福祉資金融資(保証料免除制度あり)」等を準備しています。

##### ○ 返済条件の変更・見直しに対するご相談の受付

ご融資の返済が困難になっているお客様の返済条件の変更・見直し等に関するご相談をお受けしています。

##### ○ 新型コロナウイルス感染拡大に関する義援金の振込手数料免除

会員の皆様やNPO等が行う新型コロナウイルスに関する義援金募集にかかわり、ろうきんに開設する義援金受付口座への振込にかかる手数料を免除扱いとしています。

##### ○ 北海道社会福祉協議会の「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付」の取扱い(2020年9月末に取扱い終了)

社会福祉協議会が休業等により収入が減少されたお客様を対象に実施している「生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付」のお申込みの取次業務を行いました。

#### ■ お客様・職員の安心・安全のための取組み

##### ○ 「WEB完結型ローン」の充実

コロナ禍における、新たな生活様式にあわせた非対面取引のニーズにお応えし、WEB完結型ローンの取扱商品を拡大しました。

(来店不要でご利用できるサービスにつきましてはQRコードからご確認ください。)

##### ○ 「新北海道スタイル」安心宣言の取組み

感染拡大防止に向けて、全店に飛沫防止ボードを設置するほか、換気・消毒の励行に取組んでいます。また、接触機会を抑制するためロビーの待合席やATM等の間隔確保に努めています。

##### ○ 窓口営業時間の変更(昼休業の実施)による出勤者数の調整

「緊急事態宣言」発令時等には、感染拡大を防止しつつ、お客様への金融サービスを提供するため、一部店舗において窓口営業時間を変更(昼休業の実施)し、出勤者数の調整や時差出勤、在宅勤務等を行いました。



来店不要でご利用  
できるサービス一覧

### ILO(国際労働機関)に新型コロナウイルス感染症拡大に対する労働金庫の取組みが紹介されました。

労働金庫が進める新型コロナウイルス感染症拡大に関する取組みは、誰ひとり取り残さない社会の構築と労働者の金融包摂を推進してきた70年の経験に基づき、コロナ禍において労働者とその家族を支援していることが紹介されました。

新型コロナウイルス感染症拡大に対する  
労働金庫の取組み



## ≫ 自然災害による被災や収入減少などに対する取組み

### ■ 融資関連取引の特別措置

平成23年の東日本大震災、平成30年の北海道胆振東部地震、昨今相次いで発生する台風・大雨などの自然災害により被災された方々や、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したり失業するなどした方々の生活再建・生活維持を支援するため、低金利の特別ローンをご用意して対応しています。また、当金庫ローンをご利用中の方に対しては、お客様の諸事情やご希望に配慮しながら、ご返済条件の見直しなどのご相談をお受けしています。

なお、自然災害による被災者には、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の趣旨も踏まえて適切に対応するよう体制を整備しています。

その他、当金庫住宅ローンに付帯している信用生命共済・団体信用生命保険の保険金等請求手続きの必要書類を簡素化したほか、火災共済・火災保険に関するご相談にも対応しています。

※特別ローンのお取扱い期間や内容等につきましては、最寄りのろうきん本支店へお問い合わせください。

### ■ 振込手数料の免除措置

会員の皆様やNPO等の団体による義援金受付口座へのお振込にかかる手数料を免除扱いとしています。

## ≫ 勤労者の生活を支援する取組み

社会情勢の変動などによって雇用・所得環境が大きく変わる中、当金庫は勤労者のための福祉金融機関として、金融機能の側面から勤労者の生活を守り、維持・向上させるための役割を發揮していくことに努めています。

### ■ 勤労者生活支援特別融資制度(個人用)

さまざまな事情により収入減少や離職を余儀なくされた方への生活支援を目的とした全国ろうきん統一の制度です。低利な新規融資のほか、当金庫ローンをご利用中の方の返済条件の見直しにも対応しています。

対 象	概 要	
ろうきんローンをご利用中の方	返済条件緩和措置	以下の返済方法変更についての、選択が可能となります。 ①割賦金変更(期間延長) ②元金返済据置(2年間以内ずつ最長5年間) ③返済条件変更(均等・加算併用割合の変更)
新たに ろうきんローンをお申込みする方	住宅ローン借換融資制度	住宅ローンの借換資金にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)
	無担保融資制度	医療・教育・住宅等、生活維持向上を目的として、新たにご融資を希望する場合にご利用いただけます。(元金返済据置特約付)

※本融資制度は、勤務先事情による離職・収入減少でお困りの方を対象としています。

※本融資制度のご利用にあたっては、当金庫との取引実績があることなどの条件を満たしていることが必要です。

### ■ 勤労者生活支援特別融資制度(会員用)

勤務先が特殊事情から給与削減等を実施したことで、収入が減少した組合員の生活を支援するための会員専用融資制度です。

※「会員」とは、北海道労働金庫に出資加入いただいている団体の組合員の方を指します。

### ■ 福祉ローン

就学前のお子様や介護を必要とする高齢者のいるご家庭、災害で被災された勤労者の経済的負担を支援するための商品です。

### ■ ほっかいどう勤労者福祉資金融資(北海道との提携融資制度)

道内の中小企業従業員、非正規雇用労働者、季節労働者、離職者を対象とした提携制度です。離職者や季節労働者、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて昨年(あるいは一昨年)同時期よりも年収が減少した方などには、保証機関による所定の保証料が免除される措置もございます。

※保証料免除の適用に際してご提出が必要な書類がございますので、事前にご確認ください。

### ■ 求職者支援資金融資制度・技能者育成資金融資制度

厚生労働省が実施する求職者支援訓練や、経済的な理由により職業訓練を受けることが困難な訓練生に対して、訓練期間中の生活費などを支援する制度を取扱っています。

※求職者支援資金融資制度のお申込みに際しては、事前にハローワークでの受付・要件認定が必要です。

※技能者育成資金融資制度のお申込みに際しては、事前に職業能力開発総合大学校や公共職業能力開発施設での受付・要件認定が必要です。

- 各融資制度の詳細につきましては、最寄りのろうきん本支店へお問い合わせください。
- 審査の結果、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

## 社会的責任と貢献活動

### 金融の円滑化に関する取組み

当金庫は、勤労者のための金融機関として、これまでも住宅ローンご利用者の返済計画の見直しにかかるご相談の取組みを積極的に行ってまいりました。

2009年12月に施行された「中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律」(金融円滑化法)を契機に、当金庫では対応方針と管理体制を定め、お客様に当金庫の基本的姿勢をご理解いただくためにホームページに掲載して公表するとともに、住宅ローンご利用中の方などからのご相談によりきめ細かく対応するため、体制を強化いたしました。

金融円滑化法は2013年3月末をもってその期限を迎えましたが、当金庫では引き続き上記の取組みを継続しており、ご利用者からご返済等の負担軽減に関するご相談があった場合は、できる限りご意向にお応えするように努めています。

ご利用いただいている住宅ローンのご返済にかかるご相談につきましては、お取引のあるろうきん本支店(ローンプラザを含みます)、融資センター、または下記の窓口へお問い合わせください。

※対応方針・体制等の詳細、取組状況を北海道ろうきんホームページに掲載しています。(https://www.rokin-hokkaido.or.jp)

北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00~17:00)

### 金融犯罪被害防止に向けた取組み

#### ■偽造・盗難キャッシュカードによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、ATMへの「のぞき見防止フィルム」の貼付、「後方確認ミラー」の設置、異常取引検知システムによるモニタリングの実施、類推されやすい暗証番号の危険性に関するご案内等を行っています。

#### ■QRコード決済サービスによる不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、資金移動業者との口座連携時は複数要素による認証手続きを行い、また、異常取引検知システムによるモニタリングを行っています。

#### ■インターネットバンキングによる預金等の不正な払戻しへの対応について

被害を未然に防止するため、複数のパスワードによる本人認証の実施、ワンタイムパスワードの導入、ネットムーブ社のセキュリティソフト SaAT Netizenの無料提供等を行っています。

#### ■振り込め詐欺等への対応について

被害を未然に防止するため、ATMコーナーへのポスターの掲示、職員による声掛けの実施、ATMでのお振込の際、振込詐欺注意画面の表示および音声による注意喚起を行っています。

## 環境への取組み

### 地球温暖化防止のために

当金庫は、地球温暖化防止に向け夏季の「ビジネス軽装 (ECOスタイル)」や「冷房の適正温度設定」を実施するとともに、ATMコーナー・営業店内照明のLED化を順次行い、省エネルギーに取り組んでいます。

また、当金庫が使用する事務用品や機器の購入に際しては、環境に配慮した製品を優先して選択するグリーン購入を実践し、「FSCミックス認証紙」を使用した教宣物の作成などを推進しました。

### 金融エコ商品の取扱い

当金庫は、環境に配慮した金融商品を提供することにより、環境保全に関心の高いお客様をお手伝いし、環境負荷の低減に努めています。

電気自動車等の環境に優しい車や福祉車両の購入資金を対象とし、当金庫の一般の自動車ローンよりも金利を引き下げた「轟エコ」の提供や、省エネルギー化・バリアフリー化・耐震化工事等を対象とした低金利の「エコリフォームローン」の取扱いもしています。

※上記商品の詳細については、最寄りのろうきん本支店までお問い合わせください。

## ワークライフバランス実現への取組み

### 仕事と家庭の両立支援

当金庫では、「次世代育成支援対策推進法」ならびに「女性活躍推進法」に基づく行動計画を策定して、すべての職員が仕事と家庭生活の両立を図りながら、活躍できる職場環境の整備に取り組んでいます。

2016年9月に「北海道あったかファミリー応援企業」に登録、2016年10月に「北海道なでしこ応援企業」の認定を受けました。また、2021年3月には「北海道働き方改革推進企業制度」最高位のゴールド認定を受けました。



### 「北海道働き方改革推進企業制度」 最高位のゴールド認定を受けました。

本制度は、働き方改革に積極的に取り組む企業を、その取組みの段階に応じて北海道が認定し、広く紹介することにより、道内企業の働き方の取組みを促進し、取組み企業の持続的発展や労働者の福祉の増進に資することを目的とするものです。

当庫は「多様な人材の活躍」「就業環境の改善」「生産性の向上」の全項目で評価され、2021年3月に最高位のゴールド認定を受けました。



北海道働き方改革  
推進企業認定証

# 2020年度トピックス

4月

- 「2020 Young pack(ヤングパック)キャンペーン」(4/1~12/30)
- 「2020“人生100年時代”未来設計スタートキャンペーン」(4/1~12/30)
- 「J-Coin Pay」への電子マネーチャージの対応開始(4/1)(注)
- 「ろうきんアプリ“3STEP”キャンペーン」(~9/30)
- 北海道ろうきん社会貢献助成制度選定会議(書面開催)
- 新型コロナウイルス感染症に対する取組み
  - ▽「新型コロナウイルス関連特別融資」取扱開始(4/1)
  - ▽「勤労者生活支援特別融資制度」金利引下げ(4/15)
  - ▽社会福祉法人北海道社会福祉協議会による生活福祉資金(緊急小口資金)特例貸付受付業務(4/22~9/30)



6月

- 協同組合ネット北海道の設立への参画(6/17)
- 平日営業日における「ご相談の来店予約サービス」開始(6/22)

7月

- 日曜ローン相談会
  - (7月・8月・10月・1月を除き翌年3月まで月1回実施)
  - ※4月~6月は新型コロナウイルスの影響により中止
  - ※ローンプラザ・札幌西支店・札幌麻生支店・札幌平岡支店は毎週開催(年末年始・ゴールデンウィーク・お盆等を除く)
- 「PayPay」への電子マネーチャージの対応開始(7/14)(注1)



10月

- 「WEB完結型教育ローン」「WEB完結型フリーローン」取扱開始(10/1)



12月

- 「ろうきん1stチョイスキャンペーン」(12/1~4/30)
- 「たんぼぼ認知症年金保険(たんぼぼプラス)」取扱開始(12/1)

3月

- 「ろうきんアプリ」の機能追加(3/16)(注2)



(注1) スマホ決済等のサービスにおいて、顧客情報を不正利用した疑いのある取引が複数の金融機関で発生した状況に鑑み、顧客預金の安全確保・被害防止の観点から、労金業態において「新規口座登録」「即時チャージ」を2020年9月18日以降順次停止しています。(2021年6月末現在)

(注2) 「Webお知らせ」・「住所変更」・「相談・予約」・「QRコード決済」の機能がご利用いただけるようになりました。

# 北海道ろうきんの健全性・安全性

## 自己資本の状況

### ●自己資本比率(単体)

(単位:百万円)

	2019年度末	2020年度末
自己資本総額	49,643	50,688
基礎項目	49,787	50,786
調整項目(△)	143	98
リスク・アセット等	571,763	582,880
自己資本比率	8.68%	8.69%

2020年度末の自己資本比率は8.69%となり、2019年度末から0.01ポイント上昇しました。

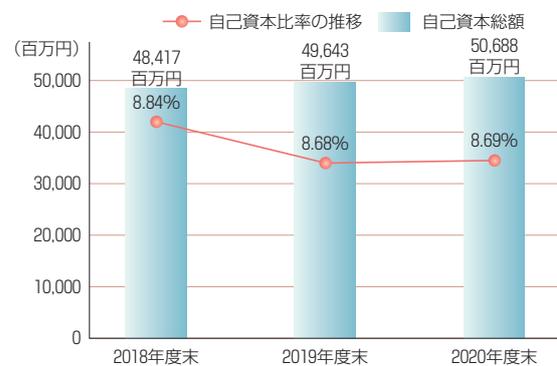
これは、自己資本比率の算出式において分母となるリスク・アセット等が、貸出金や有価証券のボリューム増加等から111億円増加したものの、分子となる自己資本総額が、内部留保の増加により前年度から10億円増加したことにより、自己資本総額の増加影響がリスク・アセット等の増加影響を上回ったことによるものです。(詳しい内容は67ページ~72ページをご覧ください。)

### 〔自己資本の充実度の評価〕

当金庫の自己資本比率は、現状において法定基準で最低限必要とされる自己資本比率4%以上を上回っており、さらに自主目標としている8%以上も上回っています。

また、内部管理上、管理対象リスクに対する自己資本の配分により、リスク限度額を設定しモニタリングを行っていますが、年間を通じてリスク量は限度額内で収まっていることが確認されていることから、当金庫の事業戦略に見合った自己資本の量的水準が確保されていると判断しています。

今後につきましても、勤労者の資金ニーズに適切に対応していくため、各種リスクの適正管理を継続するとともに、協同組織金融機関として適正な水準の収益計画を達成していくことで、さらなる自己資本の質的向上と量的拡大を図ってまいります。



### ●自己資本比率

金融機関の体力、健全性を示す指標のひとつ。

金融機関が保有する資産に対し必要とされる自己資本(最低所要自己資本)は、府省令、告示によりその比率が法定されており、国内基準が適用となる当金庫の場合は、4%以上を確保することが求められています。国内基準適用行の基準による算式は以下のとおりです。

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本の額(コア資本}^{\text{注1}}\text{に係る基礎項目の額}^{\text{注2}} - \text{コア資本に係る調整項目の額}^{\text{注3}})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額}^{\text{注4}} + \text{オペレーショナル・リスク相当額} \times 12.5^{\text{注5}}} \times 100$$

(注1) 2014年3月末から適用されたバーゼルIIIの基準では、規制される自己資本を普通株式(普通出資)・内部留保等を中心とした「コア資本」と定義し、自己資本の質の向上を促しています。協同組織金融機関については、さらに優先出資をコア資本に算入することが認められており、普通出資+内部留保+優先出資+(△)調整・控除項目で構成されます。

(注2) 出資金、利益剰余金等の会員勘定、一般貸倒引当金の一定額等の合計

(注3) 無形固定資産、繰延税金資産、自己保有の普通出資、労金連合会への普通出資等の合計

(注4) 資産の各項目にリスク・ウェイトを乗じて得た額の合計額(含むオフバランス取引等)、CVAリスク相当額を8%で除して得た額、中央清算機関関連エクスポージャーの額の合計額

(注5) 8% (国際統一基準の自己資本比率)の逆数である12.5を乗じています。

## リスク管理債権比率

総貸出金残高に占めるリスク管理債権の割合をリスク管理債権比率といい、この比率が小さいほど資産の健全性が高いこととなります。

2020年度末のリスク管理債権比率は0.54%となりました。(詳しい内容は54ページをご覧ください)

### ●リスク管理債権

何らかの理由により当初の契約どおり返済されていない等の貸出金。「破綻先債権」「延滞債権」「3ヵ月以上延滞債権」「貸出条件緩和債権」があります。



## リスク管理体制

### ≫ 基本方針

当金庫では、リスク管理を経営の最重要課題の一つと位置づけ、経営の健全性を確保するため、理事会で決定した「リスク管理方針」により、各種リスク管理の規程や体制を整備し、適切な方法で統合的なリスク管理を実施しています。

### ≫ 統合的リスク管理の取組み

当金庫では、金庫が直面する各種リスクを個別の方法で質的または量的に評価したうえで金庫全体のリスクの程度を判断し、金庫の経営体力(自己資本)と対照することによって管理する「統合的リスク管理」を行っています。

具体的には、「信用リスク」、「市場リスク」、および「オペレーショナルリスク」について、各リスクの特性に応じた手法を用いてリスク量を計測・把握し、全体のリスク量が自己資本の範囲内に収まるように管理しています。また、各リスクに自己資本を割り当てることにより、全体のリスク量だけでなく、個別のリスク量についても管理しています。

管理状況については定期的に経営管理委員会で検証し、自己資本に対して過大なリスクをとることがないように管理を行っています。

また、金融市場の急激な変化や不確実性に対応するため、一定のシナリオのもとで損失がどの程度想定されるか、定期的にストレステストを実施し、分析、検証を行っています。

### ≫ 各種リスクへの取組み

#### ■ 信用リスク

与信先(貸出先等)やデリバティブ取引の相手方の信用状態の悪化による債務不履行リスク(貸出金や有価証券などの元本、利息が回収不能となるリスク)が、いわゆる「信用リスク」です。

(1) 当金庫では、貸出や保証等の一般的な与信取引に係る信用リスク対策として、適正な審査基準を設け、個別審査体制の強化、金庫全体のリスク管理体制の強化に努めています。

- ・ 個別貸出案件の審査体制については、営業推進部門の影響を受けない体制を整備した上で、迅速かつ適切な審査が実施されるよう、営業店の審査スタッフの育成に努めています。また、営業店の決裁権限を越える案件については、本部の審査専門スタッフが審査を行うなど厳正な対応を行っています。
- ・ 金庫全体の信用リスク管理として、資産査定規程に則り、貸出金をはじめとした総与信の自己査定を行い、信用リスクの量的な把握に努めています。また、その結果に基づき、償却・引当を的確に行い、資産の健全化を図っています。
- ・ 与信取引については、予想損失率等に基づくデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理しています。

(2) 有価証券等、信用リスクを有するその他の資産については、その取得にあたって、金庫で定める資金運用規程に則り、信用格付機関が発表する格付等を参考にしながら、信用リスクの把握に努めています。また、信用格付機関が発表するデフォルト確率等から算出された信用VaR(バリュアットリスク)により、信用リスクを定量的に計測・管理し

ています。

なお、取得後の事情変化についても、経営管理委員会において定期的に検証し、追跡管理しています。

デリバティブ取引については、投機を目的とせず、固定金利型住宅ローン等の金利リスクヘッジ、為替変動リスクのヘッジである為替予約取引に限定しており、それらに内在する信用リスクについては、再構築コストをベースにしたリスク量の把握を行い、管理しています。

#### ■ 市場リスク

金融機関では、様々な金融商品を取扱っています。金利、有価証券等の価格、為替など様々な相場が変動することにより、この金融商品の時価が変動し、損失を被るリスクが「市場リスク」です。

市場リスクのうち、金利リスクについては、運用、調達の資金別に金利更改日までの残存期間のデータを把握し、VaR(バリュアットリスク)を月次で計測、管理しています。

株式や投資信託などの価格が変動する価格リスクに対しても、VaR(バリュアットリスク)により月次で計測・管理しています。

また、計測したリスク量が市場リスクに割り当てられた自己資本の範囲内に収まっているかどうかを管理するとともに、経営管理委員会にてそのリスクリミットの遵守状況等を確認しています。

## ≫ 各種リスクへの取組み

### ■ 流動性リスク

予期しない資金の流出などが起こった場合、通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされたり（資金繰りリスク）、市場での流通が不十分であるために、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされる（市場流動性リスク）ことにより、金融機関が損失を被るリスクが「流動性リスク」です。

業務全般において、様々な資金フローが発生しますが、当金庫では、こうした資金繰りリスクについて、資金運用室において一元的に管理を行っています。また、市場流動性リスクについては、市場の混乱や縮小等の兆候に関し早期把握を図るなど、経営企画部において管理を行っています。なお、経営管理委員会において、管理状況を報告し、定期的な把握・管理の強化に努めています。

### ■ オペレーショナルリスク

金融機関では、様々な業務を行っています。業務の過程、役職員の活動、もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被るリスクが「オペレーショナルリスク」です。

当金庫では、オペレーショナルリスクを以下のとおり区分し、管理するとともに、オペレーショナルリスク管理委員会にて、適時・適切に監視、制御をしています。

#### 1. 事務リスク

金融機関では、様々な業務を展開する中で、現金、手形、証書などの重要物を取扱っています。したがって、日常これらに接する金庫の役職員が正確な事務を怠ったり、不正が起こると、大きな事故につながる恐れがあります。このことにより金融機関が損失を被るリスクが「事務リスク」です。

当金庫では、事務処理手順、事務処理権限、事務管理方法などの厳正化に加えて、事務が正確にあるいはタイムリーに行われているかをチェックする内部監査を強化しています。

具体的には、監査部による内部監査と各店舗による定期的な自主検査を実施していますが、この他にも、業務主管部による職員の事務処理の習熟に努めるとともに、オンライン・システムのチェック機能の活用などによっても、事務の誤処理の発生防止に努めています。

#### 2. システムリスク

金融機関では、多様な事務処理やリスク管理において、オンライン・システムなど様々なコンピュータ管理を行っています。このコンピュータ・システムがダウンしたり誤作動するなど、システムの不備等により金融機関が損失を被るリスクが「システムリスク」です。

(1) 当金庫のオンライン・システムの運用・管理は、全国の労働金庫が業務委託する労働金庫連合会総合事務センターにて行われています。同センターは、付近

に活断層がないなど良質な地盤を立地として選定し、オンライン機器を設置した電算棟は最大加速度1470ガルでも倒壊しないレベルの耐力保持が可能な設計になっているほか、基幹システムを収容するフロアでは機器免震装置を採用し安全性を高めています。また、周辺システムが収容されているフロアではフロア構造に二次元免震床を採用し、免震床全体が振動を吸収する構造となっています。

電源設備についても、ループ受電により常時2回線で受電しているため、一方の回線断線時にも他方からの受電を確保しているほか、UPS（無停電電源装置）、自家発電装置の組み合わせなどにより、停電や電圧低下対策を行っています。

万一、同センターが大規模災害等により機能停止した場合であっても、金融業務を継続できるようバックアップセンターを構築しています。

また、重要なデータ・ファイルの破損、障害への対策として、データ・ファイルを二重化するとともに、バックアップを取得し、重要システムに必要なソフトウェア及び重要なデータの隔地保管を行う等、データの安全確保に努めています。

高度化・巧妙化しているサイバー攻撃に対しても、攻撃発生に備えた対策の維持向上を図るとともに、被害の防止・低減と迅速な対応を行うためのCSIRT（Computer Security Incident Response Team）態勢を、ろうきん業態全体で構築しています。

(2) 当金庫においては、通信機器・回線の二重化、各店舗とのバックアップ回線敷設、重要なデータ・プログラムのバックアップ取得とバックアップ媒体の専用金庫室への保管等、システムの安全確保に努めるとともに、「セキュリティポリシー」に基づいた情報資産の適切な管理と保護強化に努めています。

#### 3. 法務リスク

法令等に違反する行為、各種契約にかかわる不備等により損失を被るリスクが「法務リスク」です。

当金庫では、特に留意すべき法務上の問題を事例解説としてコンプライアンス・マニュアルに掲載し、研修を通じて役職員への周知徹底に努めています。また、新規業務の開始時や各種契約の締結時には、担当部署によるリーガルチェックを実施するとともに、必要に応じて顧問弁護士等の外部の専門家に相談を行っています。

#### 4. 風評リスク

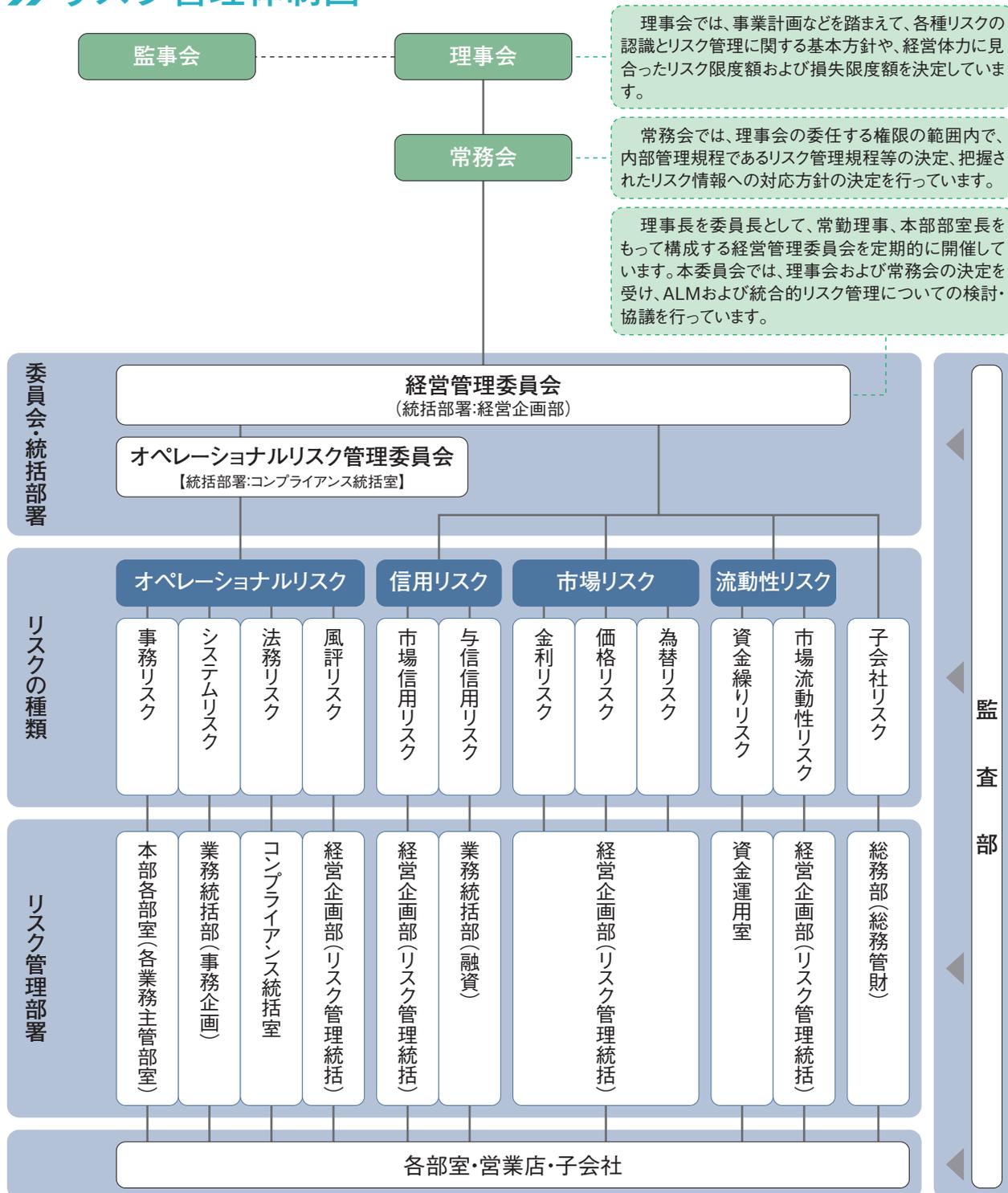
マーケットやお客様の間で金融機関の評価・評判が低下し、信用が毀損されることによって有形・無形の損失を被るリスクが「風評リスク」です。

当金庫では、風評リスクを未然かつ最小限に抑えるため、役職員が風評情報を把握した場合の報告体制の整備に努めています。また、万一発生した場合に備えて、適切な対応を図るための対応マニュアルを定めています。

## 北海道ろうきんの概要

## リスク管理体制

## リスク管理体制図



## 危機管理体制

当金庫では、自然災害、コンピュータシステムの障害、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の危機発生時に対する基本的な対応を定めた「危機管理基本規程」を制定しています。

また、危機発生時には対策本部を設置し、具体的な対応手順を定めた「コンティンジェンシープラン」にもとづき迅速に対応できる体制を整備しています。さらに、大規模な災害等の事態においても早期の復旧を図り、必要最低限の業務を継続できるよう、「業務継続計画」を制定しています。

また、大規模災害等の発生を想定した訓練を定期的実施するなど、体制の強化に努めています。

# コンプライアンス態勢

## ≫コンプライアンスに対する考え方

コンプライアンスとは、法令だけでなく、企業であれば社内の諸規程、さらには確立された社会規範に至るすべてのルールを遵守することを意味します。

社会的な存在であるおよそすべての団体・個人が、経営行動を実践する上で、あるいは日々の生活を営む上で、このコンプライアンスを求められていることは言うまでもありませんが、公共性の高い金融業務を行うろうきんとその役職員に対しては、より高いレベルのコンプライアンスが求められています。

また、「ろうきんの理念」にも掲げられているとおり、ろうきんは、その事業を通じて、「会員が行う経済・福祉・環境および文化にかかわる活動を促進し、人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与すること」を目指していますので、その経営姿勢には高い倫理性も求められています。

当金庫では、以上の考え方に立ち、コンプライアンス基本方針と位置づけるものとして前出の「ろうきんの理念」とともに「倫理綱領」を制定し、それらに基づき、全役職員がコンプライアンスの推進に取り組んでいます。

## ≫コンプライアンスの態勢

当金庫は、会員・間接構成員の皆様の期待と信頼に応える業務運営に努め、社会的責任を果たし得る協同組織の事業体としてコンプライアンス重視の経営に徹するとともに、不祥事件の未然防止・お客様への説明・お客様からの相談および苦情等への対処・お客様情報の管理・外部委託管理などお客様保護等管理態勢の適切性の確保に努めています。

当金庫では、以下の体制によって内部管理態勢の確立を図り、コンプライアンスの徹底に努めています。

### 1. 役員および理事会のコンプライアンス機能

理事および監事は、自ら高い倫理観を涵養して、コンプライアンス重視の経営姿勢を徹底しています。

理事会では、定期的に「コンプライアンス・プログラム」等の遂行状況の報告を受け、コンプライアンス態勢の実行・実践状況を検証しており、理事は理事会の意思決定に積極的に参画し、また代表理事の業務執行の状況を監督しています。監事は、常務会など重要会議への出席、重要文書の閲覧などにより法令・定款の遵守状況を検証するほか、毎年度「監査計画書」を策定し定期的な各種監査を行っています。

### 2. コンプライアンス委員会の活動

コンプライアンスに係わる意識の醸成、活動・行動の実践、結果の検証などコンプライアンス態勢の実効性の確保を目的として「コンプライアンス委員会」を定期的に開催しています。

### 3. コンプライアンス推進の活動

手引書となる「コンプライアンス・マニュアル」を全役職員に配布し、コンプライアンス・マインドの浸透を図るとともに、営業店・本部各店は独自の「部店コンプライアンス実践計画表」を策定し、このマニュアルを活用した研修等を行っています。各部店にはコンプライアンス責任者および担当者を配置しており、コンプライアンス担当者は日常的に部店職員のコンプライアンスに係わる相談・質問の対応窓口となるほか、職員の行動や業務運営の適切性について検証を行い、必要に応じてコンプライアンス統括部署へ報告しています。

また、内部監査による検証を重視し、監査部が各営業店(本部各部を含む)に対して定期的に行う監査部監査と、各営業店(本部各部を含む)が自ら行う自店検査の二つを柱として、相互牽制機能が十分働くように留意しながら、内部的なチェックを実施しています。コンプ

ライアンス全般については、弁護士の助言・チェックを受けるなど外部専門家との連携を強化しています。

そのほか、会員・利用者の皆様からの苦情・トラブルなどについては、各部店からの報告体制を整え、再発防止とサービスの向上に努めています。

### 4. 反社会的勢力に対する取組みについて

当金庫は、反社会的勢力を排除する取組を推進していくことが、金融機関の公共的使命と社会的責任を果たす観点から不可欠であるとの認識のもと、「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、業務の適切性および健全性を確保し、反社会的勢力との関係遮断を徹底しています。

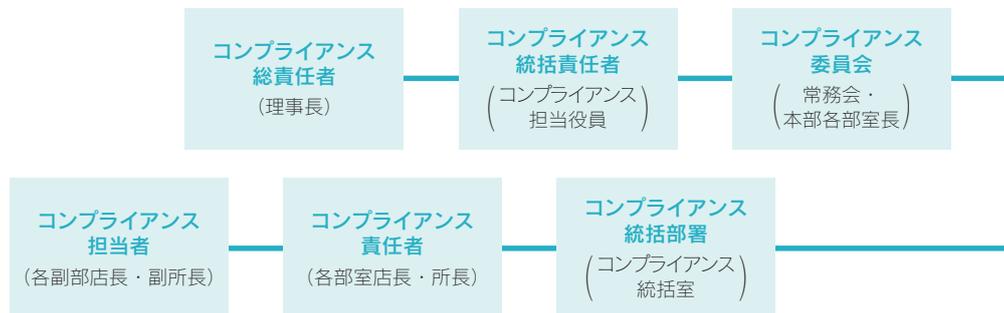
#### 反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、反社会的勢力排除に向けた社会的責任を十分に認識し、業務の適切性および健全性を確保するため、ここに反社会的勢力に対する基本方針を定めます。

- (1) 反社会的勢力との関係を遮断し排除するため、理事長以下、全役職員が一丸となり、断固たる姿勢で対応するとともに、対応する役職員の安全を確保します。
- (2) 反社会的勢力との取引は一切行いません。
- (3) 反社会的勢力に対して、資金提供および不適切な便宜供与は行いません。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、断固拒絶し、法的対抗措置を講じます。
- (5) 反社会的勢力による不当要求に対応するため、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

## コンプライアンス態勢

### コンプライアンスの運営体制



### 顧客保護等管理態勢・個人情報保護について

- (1) 当金庫は、お客様の資産・情報及びその他の利益を保護することを目的とした「顧客保護等管理方針」や、お客様に安心して金融商品をご購入いただけるよう「金融商品に関する勧誘方針」等を定めています。お客様保護等管理態勢の構築は、業務の健全性および適切性の観点から極めて重要であるため、管理態勢の強化を図り、実効性の確保に努めています。  
※上記方針は、北海道ろうきんホームページに提示しています。  
(<https://www.rokin-hokkaido.or.jp>)
- (2) お客様の個人情報のお取扱いについては、個人情報保護法等を遵守し、適切な保護と利用を図っています。当金庫では、「プライバシーポリシー（個人情報保護方針）」を定めてホームページで公表するなど、個人情報保護のための態勢の整備と徹底を図っています。
- (3) すべてのお客様が平等に利益・サービスを享受でき、お客様の利益が不当に害されることがないように、当金庫では「利益相反管理方針」を定め、ホームページで公表するとともに、適切な管理態勢を整備しています。

#### 金融商品に関する勧誘方針

- ① お客様のご意向と実状に沿った、適切な金融商品をおすすめします。
- ② お客様ご自身の判断でお取引いただくため、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分に理解していただけるよう、説明に心がけます。
- ③ お客様にとってご迷惑な時間帯や不都合な場所などで勧誘を行いません。
- ④ 本勧誘方針を役職員一同に徹底し、金融商品の販売、契約に関する法令などの遵守に努めます。

#### 利益相反管理方針(抜粋)

##### ◇基本方針

当金庫は、法令、規程等を遵守し、誠実で公正な事業遂行を通じて、当金庫の商品・サービスの最良な提供を実現することをもって、お客様の金融に関する正当な利益の確保に取組みます。

### 苦情等への対応(金融ADR制度等への対応)について

お客様からの苦情のお申し出に公正かつ的確に対応するため、業務運営体制・内部規則を整備しています。また、内部規則の内容を含め、苦情への対応の概要および紛争解決措置の概要をホームページ等で公表しています。当金庫に対するご相談や苦情については当金庫営業日(平日9時～17時:土日・祝日および金融機関の休日を除く)に、北海道ろうきん本支店(電話番号は「北海道ろうきん店舗一覧」のページ参照)のほか、下記の受付窓口までお申し出ください。

※金融ADR制度とは、裁判外紛争解決手続きのことをいいます。

#### 北海道労働金庫 お客様相談センター

☎0120-510-924 (ご利用時間 平日 9:00～17:00)  
ホームページ <https://www.rokin-hokkaido.or.jp>

### 監査の実施について

当金庫では、監事が理事の職務執行について監査を行い、監査部が内部監査を実施することにより、業務の健全性と適切性の確保に努めています。また、労働金庫法第41条の2第3項に基づき、外部監査を実施しており、2020年度の会計監査の結果として、会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人より、無限定適正意見を旨とする監査報告の通知を受けています。

## マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策

当金庫は、マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与(以下「マネロン等」という。)を防止し、業務の適切性を確保するため、「マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針」のもと、マネロン等リスク対策担当役員を任命し、庫内横断的なリスク管理態勢の強化に取り組んでいます。

### ・リスクの特定・評価・低減

各部門の担当役員は、マネロン等リスク対策担当役員の指示の下、リスクベースアプローチによるリスクの特定・評価を行い、リスクの低減措置を実施しています。

### ・リスク対策計画

当金庫は、年度ごとに策定する「マネロン等リスク対策計画」に沿って継続的なリスク対策、職員研修などに取り組んでいます。

### マネロン・テロ資金供与リスク対策および顧客の受入れに係る方針(抜粋)

#### ●目的

この方針は、金庫のあらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマナー・ローンダリングおよびテロ資金供与リスク(以下「マネロン等リスク」という。)を特定・評価し、全役職員の共通認識の下に必要な低減策を適切に実施する管理態勢を構築することにより、マネロン等リスク対策の実効性を確保し、金融システムの健全性維持に資することを目的とする。

#### ●態勢の整備

あらゆる取引・商品・業務や顧客属性に係るマネロン等リスク対策を、金庫全体で実施するために、金庫は、庫内横断的なリスク管理態勢を整備する。

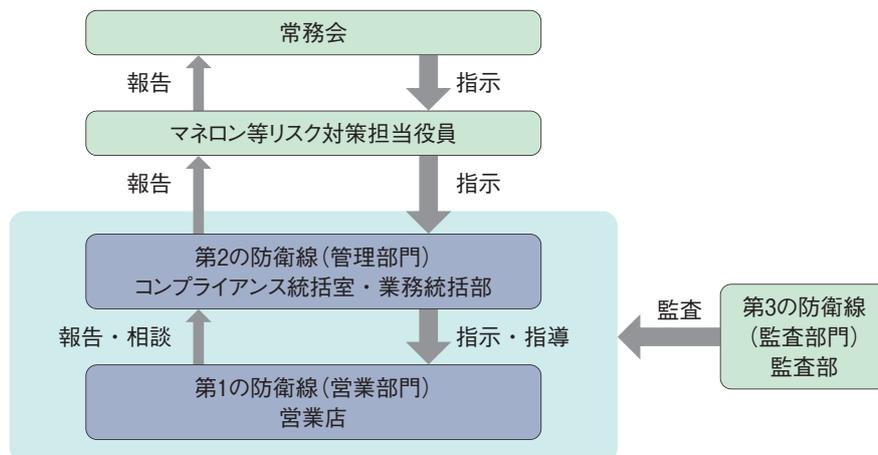
そのため代表理事はマネロン等リスク対策担当役員を任命し、この職務に必要な権限を付与する。

#### ●経営陣の認識

常務会は、マネロン等リスク対策担当役員が取りまとめた「特定事業者作成書面」のリスク低減策が、類型に対する経営資源配分の観点からも適切・十分であることを評価したうえで、これを認識する。

### マナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策体制

(2021年6月現在)



# お客様本位の業務運営に関する取組方針・取組状況

## ▶▶ お客様本位の業務運営に関する取組方針・2020年度取組状況

北海道ろうきん(以下当金庫)は、「ろうきんの理念」のもと、お客様の立場に立ち、お客様の生活を生涯にわたってサポートすることを目指し、お客様本位の業務運営に関する「取組方針」および具体的な行動計画である「アクションプラン」を策定・公表します。

また、「取組方針」・「アクションプラン」に基づく取組状況や成果を定期的に公表するとともに、より良い業務運営の実現に向けて、適宜見直しを図ります。

### 取組方針1. お客様の生活を生涯にわたってサポートしていくことを第一に考えた取組み

当金庫は、「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に遵守し、お客様が最善の利益を得られるよう、また、お客様の利益が不当に害されることのないよう、質の高い金融サービスを提供する取組みを行います。

- お客様が最善の利益を得られるよう、お客様の立場に立った、良質な商品・サービスを提供します。
- お客様の資産形成に関するコンサルティングにあたっては、長期積立・分散投資を基本に提案します。
- 「利益相反管理方針」に基づき、お客様の保護と正当な利益確保に努めるための適切な管理を行います。
- 投資信託商品の選定にあたっては、お客様の最善利益の追求の観点で選定します。

- 「ろうきんの理念」のもと法令やルールを厳格に順守し、お客様が安心してお取引を継続して頂けるよう、誠実・丁寧かつ公正な業務運営を行っています。
- お客様の資産形成支援の取組にあたり、財形貯蓄などの預金による資産形成を基本に、お客様のニーズとリスク許容度に応じて、投資信託・国債・個人型DC(iDeCo)などのご提案を行っています。
- 2020年3月にコンサルティングプラザを開設し、札幌圏におけるお客様の資産形成支援や丁寧なアフターフォローを行っています。
- お客様の安定的な資産形成を目的に、分散投資を基本に提案しました。商品別販売額の割合については、最も割合の高い商品で2018年度は34.2%、2019年度は25.4%でしたが、2020年度末には19.2%となりました。
- 全営業店を対象とした利益相反取引管理に関する点検の取り組み(2021年3月末基準)において、利益相反に該当する取引は無かったことを確認しています。
- 当金庫が取扱う投資信託商品は、業態の中央機関である労金連合会において利益相反の管理も含め審議・選定されたものの中から、当金庫が適切性を審査したうえで選定しています。

### 取組方針2. お客様の立場に立ったわかりやすい情報提供の取組み

当金庫は、販売・推奨等を行う金融商品・サービス、お客様にご負担いただく手数料等について、わかりやすく丁寧な情報提供を行います。

- 金融商品について、お客様のニーズやご意向を的確に把握するとともに、複数のファンド等を提案するなど、お客様が適切に比較・判断することが可能となるよう説明を行います。
- お客様にご負担いただく手数料等について、パンフレット・ホームページなどに商品・サービスごとに表示し、わかりやすく丁寧な説明を行います。
- 確定拠出年金(DC)について、企業型DC加入者向けの「ろうきんの企業年金に係る役割発揮宣言」サイトや、個人型DCについての「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、投資の考え方や商品の選択、金融商品のリスクとリターンについてなど詳しく説明します。
- お客様の資産形成をサポートする取組みとして、金融商品・知識向上に役立つライフプランセミナーを開催します。

- お客様より「ご相談シート」の提出(「預かり資産販売支援システム」を用いた場合は入力)を受けるとともにご意向の聞き取りを実施し、投信経験・投資目的等の把握に努め、お客様が適切に商品比較・判断が可能となるよう、複数ファンドの提案等を行っています。
- 投資信託については、「投資信託説明書(交付目論見書)」、「目論見書補完書面」および「投資信託販売手数料等計算シート」等を活用し、お客さまにご負担いただく各種手数料についてご説明を行っています。また、ホームページにファンド一覧表を掲載し、商品間の比較を容易にする等わかりやすい開示を行っています。
- 投資信託以外の手数料等については、「商品概要書」および「手数料一覧表」等を活用し、わかりやすく丁寧な説明を行っています。
- ろうきん業態の「ろうきんiDeCo」スペシャルサイトにおいて、制度内容や投資に役立つ情報をわかりやすく掲載しています。
- お客様の投資・金融知識向上のお役に立つよう、当金庫会員組合員を対象に資産運用等の学習会を開催しました。2018年度については167回、2019年度は231回開催しました。2020年度については、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、43回の開催となりました。

**取組方針3. お客様一人ひとりに合った最適なサービス提供の取組み**

当金庫は、お客様一人ひとりの資産状況や、金融商品の取引経験、商品知識や取引目的、ニーズ等を把握のうえ、お客様に最適な商品・サービスを提供します。

- 「金融商品に関する勧誘方針」「共済募集指針」「保険募集指針」等を定め、これらの方針に則り、お客様への適正な金融商品の勧誘を行います。
- 「預かり資産販売システム」を導入し、お客様のニーズやリスク許容度を踏まえた、最適な商品・サービスを提案します。
- 市場状況や運用状況等を踏まえた継続的なアフターフォローを行い、資産内容の見直しなどお客様の意向に添った対応を行います。
- ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前に審査を行うなど慎重な対応を実施します。

- 投資信託商品ラインアップツールや、NISA(少額投資非課税制度)説明用チラシ等により、お客様の立場に立った情報提供を行っているほか、当金庫HPにお客様のリスク許容度等を踏まえ投資信託のファンド選択をサポートする「ロポアド&シミュレーション」を掲載し、最適な商品・サービスの提案に努めています。
- 2020年3月に導入した「預かり資産販売支援システム」により、当金庫タブレットパソコンからの投資信託・国債販売の申込が可能となり、お客様の利便性向上や法令を遵守した販売フローの構築、適合性の原則に則した提案力の強化を図っています。
- ご購入時にアフターフォローの希望意向調査を確認し、希望されたお客様へはアフターフォローを行っています。また、ご高齢のお客様には半年に1回以上のアフターフォローを継続的に行っています。
- ご高齢のお客様には、原則として家族等の同席を求め、商品の理解度をより充分に確認しながら説明を行うとともに、事前審査を行うなど慎重な対応を徹底しています。

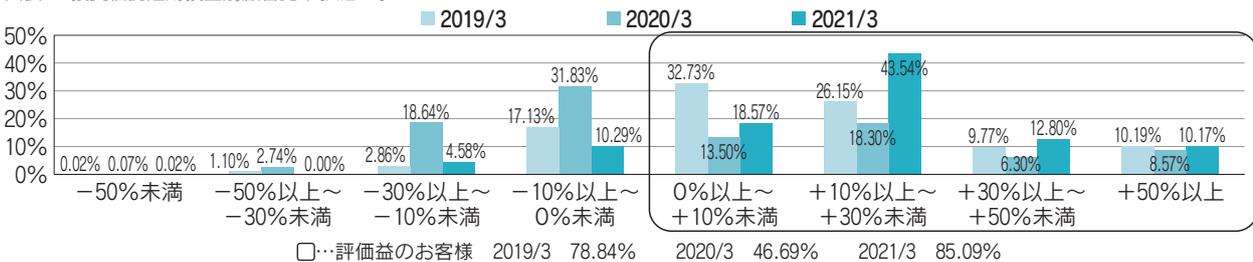
**取組方針4. 「お客様本位の業務運営」の職員への定着と実践に向けた取組み**

当金庫は、「ろうきんの理念」やお客様本位の業務運営を職員に定着させ、着実に実践していくため、各種研修を通じた人材育成や、業績評価制度の整備などに取組みます。

- 「ろうきんの理念」の定着化や実践に向けた「理念研修」を実施します。
- 2020年3月に開設したコンサルティングプラザによる提案スキル・ノウハウを共有し、マネーアドバイザーの育成や、預かり資産販売担当者の資産形成コンサルティング力の向上を図ります。
- 手数料収入に偏ることなく、顧客基盤の拡大や預かり資産の継続的な積み上げを重視する業績評価制度を構築します。

- 若手職員を対象とした「ろうきんの理念」に係る研修を実施しました。また、すべての職場を対象に「事業運営三原則・ろうきんの理念」に係る定期的な職場内研修の実施を指示し、定着化や実践に向けた取組みを進めました。
- 預かり資産販売担当者の資産形成コンサルティング力の向上を目的として、札幌市内店の職員向けにマネーアドバイザーによるスキルアップ研修を49回実施し、コンサルティングプラザの提案スキル・ノウハウの共有化を図りました。なお、全店向けのスキルアップ研修については、新型コロナウイルス感染症の影響により実施を見送りましたが、業務知識・スキルの向上を目的として、新たに49名の職員がFP技能士資格を取得しました。
- お客様の資産積み上げを重視する業績評価制度としています。

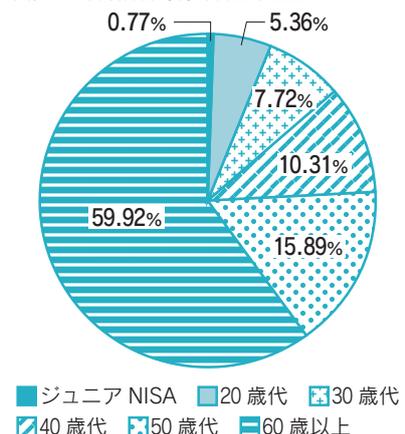
図表1 投資信託運用損益別顧客比率(共通KPI)



図表2 投資信託販売額上位10商品と構成比(2021年3月末)

順位	商品	販売会社	割合
1	財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型	日興アセットマネジメント	19.22%
2	日本債券ファンド	アセットマネジメントOne	17.19%
3	ファイン・ブレンド(毎月分配型)	日興アセットマネジメント	15.26%
4	東京海上・円資産バランスファンド(年1回決算型)	東京海上アセットマネジメント	8.92%
5	インデックスファンド225	日興アセットマネジメント	5.15%
6	グローバル・ハイクオリティ成長株式ファンド(為替ヘッジなし)	アセットマネジメントOne	4.48%
7	ニッセイ健康応援ファンド	ニッセイアセットマネジメント	4.25%
8	インデックスファンドリート	日興アセットマネジメント	3.21%
9	世界の財産3分法ファンド(不動産・債券・株式)毎月分配型	日興アセットマネジメント	2.45%
10	ニッセイSDGsグローバルセレクトファンド(資産成長型・為替ヘッジなし)	ニッセイアセットマネジメント	2.08%

図表3 年齢階層別利用者比率(2021年3月末)



※上記以外の成果指標(KPI)についてはホームページをご参照下さい。  
 ※諸比率については小数点第3位を切捨てし、第2位までを記載しています。

## 業務の適正を確保するための体制・運用状況(内部統制システム)

## ▶▶ 業務の適正を確保するための体制

当金庫は、労働金庫法施行規則第19条に規定される業務の適正を確保するための体制を整備するにあたり、理事会において「内部統制システム構築に関する基本方針」を以下のとおり決議しています。

## 1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制【コンプライアンス態勢】

- (1) コンプライアンスに関する基本方針  
理事は、「ろうきんの理念」、「倫理綱領」、「役職員倫理規程」に基づき、率先垂範して法令等を遵守するとともに、理事会において役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制を構築する。また、これを果たするための具体的手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を作成する他、その具体的実践計画を「コンプライアンス・プログラム」に定め、職員のコンプライアンスに関する教育・研修・啓蒙に取り組む。
- (2) コンプライアンス態勢  
コンプライアンス態勢の実効性の確保を目的に、理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する「コンプライアンス委員会」を設置する。また、理事会は「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況について、定期的に報告を受け、コンプライアンス態勢の有効性・適切性の検証を行う。
- (3) 内部監査  
内部監査部門による監査と、本部各部署・営業店が自ら行う自店検査により遵守状況の検証を行う。
- (4) 内部通報制度  
法令上疑義のある行為等について当金庫及びその子法人等の職員が直接情報提供を行う手段として、業務統括部(コンプライアンス統括室)\*、常勤監事、指定弁護士、「北海道ろうきんリスクホットライン」を報告窓口とする「コンプライアンス・ダイレクト制度」を定める。  
※2021年3月31日現在、コンプライアンス統括室
- (5) 監事会  
監事は、理事による法令もしくは定款に違反する行為を発見したとき、又はそのおそれがあると認めるときは理事会に報告するなど、適切な措置を講ずる。
- (6) 反社会的勢力に対する対応  
社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、反社会的勢力に対する基本方針を定めるなど、当該勢力との関係を遮断するための態勢を整備する。

## 2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制【情報保存管理体制】

理事の職務執行及び意思決定に関する情報は、当金庫の「理事会規程」、「常務会規程」、「文書管理規程」、「文書管理取扱要領」等に基づき作成し、文書又は電磁的媒体にて定められた期間適切に保存・管理を行う。

## 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制【リスクマネジメント態勢】

- (1) リスク管理に関する基本方針  
リスク管理の重要性を認識し、リスク管理が適切に行われるための体制を構築する。また、「リスク管理方針」にて各種リスクの認識・管理に関する基本方針を定める。
- (2) リスク管理体制  
・理事会では、各種リスクの認識とリスク管理に関する基本方針、リスク限度額及び損失限度額を決定する。  
・常務会では、「リスク管理規程」等の決定、把握されたリスク情報への対応方針の決定を行う。  
・理事長を委員長として、常勤理事、本部各部署の責任者をもって構成する経営管理委員会を定期的(原則として月1回)に開催し、各種リスクの統合的管理を行う。
- (3) 危機管理体制  
大規模災害や不慮の事故等、当金庫の業務に著しい影響を及ぼすような緊急事態が発生した場合においても、金融機関としての基本的な機能を維持し、損害の範囲と

業務への影響を極小化し、迅速かつ効率的に業務の復旧を図るべく、「コンティンジェンシープラン」を定める。

## 4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制【効率的職務執行体制】

- (1) 理事会の体制  
定期的(原則として月1回)又は必要に応じて臨時に理事会を開催し、経営上の重要事項の意思決定を行う。また、金庫の全般的な執行方針の審議機関として常務会を設置する。
- (2) 業務分掌及び職務権限  
各部署の業務分掌及び職務権限、組織構成、組織管理の方法等について「組織管理規程」「業務分掌・職務権限規程」等において定め、効率的な業務執行を実施する。

## 5. 当金庫及び子法人等から成る金庫グループにおける業務の適正を確保するための体制【金庫グループ内部統制体制】

- (1) 子法人等の業務執行並びに運営管理  
子法人等との間で、業務の執行及び運営に関する事項について定期的に協議を行うと共に、重要事項については随時報告を求めて適切に子法人等を管理及び指導する。
- (2) 子法人等への監査の実施  
金庫グループ全体の業務の適正を確保するため、内部監査部門は子法人等へ監査を実施する。また、監査結果について理事会へ報告を行う。
- (3) 子法人等のリスク管理  
「リスク管理規程」等により、金庫グループ全体のリスクを統合的に管理する。
- (4) 子法人等のコンプライアンス態勢  
子法人等に対し、子法人等が定める「コンプライアンス・マニュアル」等に基づき、法令等を遵守するよう管理及び指導する。また、子法人等の役職員に対し、「コンプライアンス・ダイレクト制度」による報告を可能とし、その周知徹底を図る。

## 6. 監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項【以下総称して、監事関連体制】

- (1) 監査業務の補助  
監事は、監査の実効性を高め、かつ監査職務を円滑に遂行するため、監事の職務遂行を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 補助すべき専任の職員を置く場合の体制  
前項の体制を確保するため、監事は常務会と協議のうえ必要な人員を求めることができる。

## 7. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監事の職務を補助すべき職員の人事異動  
監事の職務を補助すべき職員の人事異動を行う場合には、事前に監事に対して報告を行い、監事は必要がある場合は理由を付して常務会に対して変更の申し入れを行うことができる。
- (2) 監事の職務を補助すべき職員の懲罰  
監事の職務を補助すべき職員に対して懲罰を行う場合は、事前にその理由について監事に対して説明を行い、意見を聞き、これを尊重して行う。
- (3) 監事の職務を補助すべき職員の職務  
監事の職務を補助すべき職員は、他部署の職務を兼務せず、監事の指揮命令のみに従う。

## 8. 当金庫及び子法人等の理事及び職員等が監事に報告するための体制その他監事への報告に関する体制

- (1) 理事会における報告体制  
理事会は、法定事項に加え、当金庫及び子法人等に重大な影響を及ぼす事項、金庫グループ全体の内部監査の実施状況について、速やかに監事に対して報告する体制を整備する。
- (2) その他重要な事実の報告  
当金庫及び子法人等に著しい損害を及ぼすおそれのある事実のほか、法令違反等、又はその疑いがあるものを発見した場合には、監事に対し速やかに報告する。当金庫及び子法人等の役員は、当金庫の監事から業務執行に関する事項について報告を求められたとき、速やかに適切な報告を行う。
- (3) 監査業務における報告  
監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事に対して説明を求めることができる。当金庫及び子法人等の役員は、監事が業務及び財産の状況を調査する場合、迅速かつ適確に対応し報告を行う。

### 9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監事へ報告を行った当金庫及び子法人等の役員に対し、当該報告をしたことを理由として不利益になる取扱を禁止する。

### 10. 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監事は、職務の執行上生ずる費用について、前払又は償還を受けることができる。監事の職務の執行上必要と認められる費用については予め予算を計上し、緊急又は臨時に支出した費用についても償還を請求することができる。

### 11. その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 員外監事  
外部の員外監事を選任し、監査の中立性・独立性の一層の向上に努める。
- (2) 内部監査部門及び会計監査人との連携  
監事が内部監査部門及び会計監査人と連携し、効率的な監査の実施を行えるよう、体制の整備を行う。

## 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当金庫は、「内部統制システム構築に関する基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用状況に努めており、2020年度における運用状況の概要は以下の通りです。

### 1. コンプライアンス態勢

- 理事会は、「コンプライアンス・プログラム」の策定・総括等コンプライアンスに係る重要審議事項を決議しました。
- コンプライアンス委員会は、「コンプライアンス・プログラム」の遂行状況、コンプライアンス違反事案や個人情報漏洩事案の発生原因分析および再発防止策、会員不祥事件未然防止策の有効性等を検討・審議、事故対策本部は、不祥事件の再発防止策を検討・審議し、その内容を適時理事会に報告しました。
- 各部室店ならびに関連会社は、「コンプライアンス・プログラム」に基づき職場内研修を実施しました。また、「コンプライアンス・ダイレクト制度」の周知を行い、同制度による報告があったものは事実確認の上、適切に対処しました。
- 内部監査部門は、新型コロナウイルス感染拡大防止対応を踏まえ、内部監査方針を一部変更し、不祥事件再発防止策の履行状況や危機管理対応の適切性等を検証しました。自店検査は、実効性向上に向けた対策を実施しました。
- 反社等対応(AML)システムの活用等により、反社会的勢力との関係遮断及び排除に向け、適切な事前審査と事後検証を徹底しました。

### 2. 情報保存管理体制

- 理事の職務執行並びに意思決定に関する情報は、「理事会規程」「常務会規程」「文書管理規程」等に基づき作成し、文書または電磁的記録にて定められた期間、適切に保管・管理しています。

### 3. リスクマネジメント態勢

- 理事会は、「2020年度リスク管理方針」「2020年度リスク限度額および損失限度額」の決定等、リスク管理に係る重要事項を決議しました。
- 経営管理委員会は月次で開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。
- 経営管理委員会および下部機関であるオペレーショナルリスク管理委員会で、風評リスクのモニタリングの結果等について確認しました。
- 全部店を対象とした「コンティンジェンシープラン」に基づく訓練等を実施し、危機管理体制の実効性向上に努めました。
- 新型コロナウイルス感染症への対応として、対策本部にお

いて、緊急事態宣言下での業務継続体制の構築や感染者発生時の対応フロー等の策定などを検討・審議しました。

### 4. 効率的職務執行体制

- 理事会は「理事会規程」に基づき原則月1回開催し、常務会は「常務会規程」に基づき月2回程度の開催または必要に応じて適宜開催し、各々の規程に定める重要事項についての意思決定を行いました。
- 組織内の適正なコミュニケーション環境整備および法令順守に係る対応強化を行うため、「組織管理規程」および「業務分掌・職務権限規程」を改正し、組織の見直し等を実施しました。

### 5. 金庫グループ内部統制体制

- 関連会社と定例協議を開催し、「関連会社管理規程」に基づき、適切かつ厳正な管理・指導を行っています。
- 当金庫の内部監査部門は、関連会社の監査を実施し、委託業務処理状況やその適切性、およびリスク管理等について検証しました。
- 関連会社のリスク管理態勢については、月次でモニタリングを実施しています。また、金庫グループにおける危機管理対応として、関連会社との緊急連絡体制を構築しています。

### 6～11. 監事関連体制

- 監事の職務遂行を補助すべき職員を監事会事務局に配置し、監査の実効性向上と監査業務の円滑な遂行を確保しています。なお、当該職員は他部署の職務を兼務しておらず、監事以外の指揮命令下にはありません。
- 監事は、理事会等の各種機関会議への出席や、常勤理事・本部室長に対するヒアリング、関連会社役員との情報交換等を実施する機会が確保されており、業務執行に係る監事への報告体制は整備されています。
- 監事の職務執行上、生ずる費用については年度予算として計上しており、緊急または臨時に支出した費用についても、償還を請求することを可能としています。
- 監事が効率的な監査を行えるよう、監事・会計監査人・内部監査部門の三者による連携体制を構築しています。

(注) 「内部統制システム構築に関する基本方針」では、労働金庫法施行規則第19条に基づき「子法人等」という用語を使用していますが、運用状況報告では、当金庫の規程に基づき「関連会社」を使用しています。なお、当金庫の関連会社は北海道労金ビジネスサービス株式会社のみです。